

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きの翌日)
(當日起きの翌日)

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

- 一 縦覽に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の与し
- 二 縦覽に供する期間
- 昭和五十四年六月二十三日から二十日間
- 三 縦覽に供する場所
- 福部村役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、供覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

告示

◇告示 土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可 (二件)

解除予定の保安林 (二件)

指定施業要件の変更予定の保安林

都市計画の変更に係る案の縦覽 (二件)

鳥取県告示第五百四十一号

昭和五十四年五月十二日付けで福部村から申請のあつた土地改良（福部地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十四年六月十九日、
認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第五百四十二号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（穴鳴第一地区は揚整備）事業は、
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十四年六月十九日、
認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第五百四十三号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（尼ヶ谷地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年六月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**三 解除の理由
指定理由の消滅**

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十六号

次のとおり保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市西三柳字三右衛門道西北三〇五一の一八、字平左衛門道左右三〇八一の四、字代吉郎道西三〇八一の三、字御免地道東三一〇四の三、字御免地道西沖三一一四の三、字新川西三一二五の七、字幸助道左右三一九〇の四
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

- 一 飛砂の防備及び公衆の保健
- 二 保安林として指定された目的

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取市河内字猪呼谷、字恋谷、岩美郡国府町大字上地字扇ノ山、大字石井谷字大蛇崩、岩美町大字蒲生字姥ヶ谷、字滝ノ奥（以上六字国
有林。次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をできる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
- (二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
日野郡江府町大字御机字鳥ヶ山、字鏡ヶ成七〇九の三、七〇九の六、七〇九の五二、七〇九の五三、大字俣野字篠谷山一の一、字切詰山一
五七二の一、字岩谷山九四五の一、字掛橋山二〇一三の一、字蛇喰山
二五七一の一、大字大河原字巖鏡一五三〇の一、字鍵掛一五三一の一、
一五三一の二七、大字武庫字三谷山一八三七の七二、溝口町大字福岡字
上代山三九九四、三九九五、字間賀奥一四九七、大字大内字狼谷一〇
三九の一、一〇四〇、字足谷一〇四一の一、一〇四二の一、西伯郡岸
本町大字丸山字積ヶ原、字山王一八一〇、大山町大山字大山、字大平
奥、豊房子草谷（以上五字及び二十一筆国有林。次の図に示す部分に

限る。）

- (二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
日野郡江府町大字御机字鳥ヶ山（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - (3) 主伐として伐採をできる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
- (二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西伯郡岸本町大字丸山字山王一八一〇、字積ヶ原、大山町大山字大山（以上一筆及び二字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
西伯郡岸本町大字丸山字山王一八一〇、字積ヶ原、大山町大山字大山（以上一筆及び二字について、次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐は択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課、鳥取市役所、国府町役場、岩美町役場、江府町役場、溝口町役場、岸本町役場及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づ

き、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十四年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 追加する部分 | 三・二・一号 正蓮寺晚稻線
三・四・十号 飛行場布勢線 |
| (2) 変更する部分 | 三・四・一号 停車場布勢線 |

変更する部分

鳥取市徳尾字弁才天、字寺谷、字上岸ノ一、字上岸ノ一、字花原ノ三、字熊ヶ坪ノ一及び字中島、里仁字菱田、字上八反田、字竹ヶ鼻、字中ノ町、字法谷口、字白坂、字小谷、字宮ノ上、字長畠、字後谷ノ一、字後谷ノ二、字尺八谷ノ一及び字尺八谷ノ二、布勢字山本、字鶴指鼻及び字河徳並びに桂見字白田、字五反田、字山ノ鼻及び字林ノ前

削除する部分

鳥取市古海字西三反辰、字堀川端及び字西加路田、徳尾字千早面、字下山崎、字前田、字明星、字岩ヶ谷、字村上土居及び字ハス田、里仁字笛尾鼻ノ二並びに布勢字純谷口及び字水入

鳥取市徳尾字村下土居ノ一、字南田、字石橋ノ一、字石橋ノ二、字築尾及び字築尾軍田、里仁字宮田扇子田、字築尾軍田、字上官田、字畠崎村屋敷、字背戸田、字堂ノ元、字向イ畠ヶ、字宮ノ下、字御禱舞、字笛尾鼻及び字笛尾鼻ノ一並びに布勢字觀音堂、字真先東分及び字真先西分

(2) 変更する部分

三・二・一号 正蓮寺晚稻線

変更する部分

鳥取市五反田町、安長字大磯、字矢倉田及び字柳ヶ坪、徳吉字道

- 一 都市計画の種類及び名称
- 鳥取都市計画道路

三・四・一号 停車場布勢線(変更後三・三・四号停車場布勢線)

登り、字六反田、字墓原、字土手外、字首塚、字早稻田及び字徳

吉前並びに徳尾字蛇尾ノ一、字蛇尾ノ三、字前田、字千早面、字

下山崎及び字大樋ノ上

削除する部分

鳥取市徳吉字前土居及び字村土居

(3) 三・四・十号 飛行場布勢線

追加する部分

鳥取市桂見字上河原

変更する部分

鳥取市布勢字河徳

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和五十四年六月二十二日から同年七月六日まで

鳥取県告示第五百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づ

き、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案

を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十四年六月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 第六・六・一号 布勢総合運動公園

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市桂見字下山及び字日焼、布勢字水入、字鶴指鼻、字鶴指奥、

字大間谷、字大間谷口、字大間谷奥、字山本、字矢内谷奥、字糞谷口及び字糞谷奥、大桶字後谷、字上ノ畑、字村土居(山)及び字僧

ケ谷(山)並びに里仁字尺八谷ノ一、字尺八谷ノ二、字糞谷、字岩

ケ谷ノ一、字岩ヶ谷ノ二、字後谷ノ二、字後谷奥、字笛尾鼻ノ二、

字堤谷、字長畑、字堤谷ノ二、字広畑、字堤谷ノ一及び字法谷ノ二

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和五十四年六月二十二日から同年七月六日まで